

# 青森大学協議会規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学と理事会及び評議員会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するため青森大学協議会（以下「協議会」という。）を置き、その運営について必要な事項を定める。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 大学の教育研究に関すること
- (3) その他必要と認めたこと

## (構成員)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 理事長、本部長
- (2) 理事、評議員及び法人本部職員の中から若干名
- (3) 学長、各学部長
- (4) 各学科の中から若干名
- (5) 経営戦略局長及び経営戦略局職員の中から若干名

2 前項第2号の委員は、理事長が命ずる。

3 第1項第4号及び第5号の経営戦略局職員の委員は、学長の推薦により理事長が命ずる。

## (召集及び議長)

第4条 協議会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長が不在のときは、本部長が議長の職務を代行する。

## (会議)

第5条 会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

## (事務)

第6条 協議会の事務は、法人本部が処理する。

2 会議の記録は、事務担当者において作成し保管するものとする。

## (改正)

第7条 この規程の改正は、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年11月1日から施行する。